

大府商工会議所一人親方保険建設会災害防止規程

平成 24 年 9 月 19 日

一人親方保険建設会 規程第 1 号

建設作業における災害防止のため、災害防止規程を次の通り定める。

第 一 安 全 管 理

1. 本会に、安全管理担当者（役員のうちから会長が委嘱する）をおき、会員の安全管理を行う。
2. 安全管理担当者は、作業場・作業方法について定期的に点検を実施するほか、会員の安全作業に関する教育訓練を行う責任を有し、災害が発生した場合は、その発生原因及び発生状況を調査記録するとともに、その防止対策を樹立し、実行するものとする。
3. 会員は、安全管理担当者の指示に従うことは勿論、進んで災害防止活動に努めなければならない。

第 二 衛 生 管 理

1. 本会に、衛生管理担当者（役員のうちから会長が委嘱する）をおき、会員の衛生管理を行う。
2. 衛生管理担当者は、作業条件・施設等の衛生上の改善・衛生教育・健康相談・その他会員の健康保持のための措置を行うものとする。
3. 会員は、衛生管理担当者の指示に従うことは勿論、進んで衛生管理に努めなければならない。

第 三 安 全 作 業

1. 会員は、作業前に準備体操を行うこと。
2. 作業前に、その日の作業内容を熟知し、材料・器具等の点検を確実に行うほか、作業服装に注意すること。
3. 作業足場については、特に注意すること。
 - イ. 足場に使用する材料は、損傷・変形・腐食がないかどうか点検する。
 - ロ. 抱き合わせ足場は、使用しない。
 - ハ. 鉄管足場は、継ぎ手・金具等のゆるみがないか点検する。
 - ニ. 材料としての足場板は、幅 20 c m 以上、厚さ 3.5 c m 以上、長さ 3.6m 以上のものを使用する。
 - ホ. 足場の構造及び材料に応じて作業床の最大積載荷重を定め、これを超えて

積載しない。

へ. つり足場については、動揺・転位等を防止するための措置を講じる。

4. 腕木・布・はり・脚立その他の作業床の支持物は、荷重によって破壊すること
ないよう注意すること。
5. 床材は、転位・脱落等しないよう2つ以上の支持物に取り付けてあるかどうか
点検すること。
6. 乗降のためやむを得ない場合を除いては、他の足場・脚立・はしご等を支持台
としないこと。
7. 材料・器具・工具などを上げ下げする場合は、つり網・つり袋等を使用するこ
と。
8. 命綱・保護帽等の保護具は、作業の状況に応じ確実に使用すること。
9. 倒壊を防止するため、壁つなぎ又は控えの安全を点検する。
10. 感電の恐れのある作業においては、絶縁管・絶縁覆等を装着し危害防止をする
こと。
11. 材料の製作・運搬等のため、ミキサー・ウィンチ・砂フルイ器具等を使用する
ときは、点検等によって危害防止すること。
12. 暴風雨等の悪天候のため、作業の危険が予測されるときは、作業を中止するこ
と。

第 四 衛 生 措 置

1. 会員は、毎年、本商工会議所又は医療機関で実施する定期健康診断を受けなけ
ればならない。
2. 会員は、常に健康管理に留意し、心身の過労を戒めること。
3. 暑熱・寒冷・多湿その他衛生上有害な作業上においては、特に作業時間・作業
方法・作業終了の措置等について配慮すること。

第 五 そ の 他

1. 以上の他、労働安全衛生法・労働安全衛生規則の「安全衛生管理体制」「原動機
及び動力電動装置」「機械装置」「型わく支保工」「足場」「墜落防止」「電気災害の
防止」「保護具」「火災及び爆発の防止」等の条項を遵守すること。
2. この規程は、平成24年9月19日から施行する。